

## アンケートの集計結果について

### 1. 指定廃棄物の処理方法について

環境省では、指定廃棄物をできるだけ早期に安全な方法で処理するため、各県ごとに県内1カ所に処分場を設置し、処理を進めることとしています。具体的には、遮断型構造を有する処分場を設置して埋め立て処分を行うことにより、強固な安全性を確保するとともに、放射性物質濃度が十分減衰するまで長期にわたり、環境省が責任をもって適正に維持管理することとしています。

これに対して、先日の市町村長会議で「現在の仮置場の安全性を強化したうえで、保管を継続すべき」、「最終処分場ではなく、県内の指定廃棄物を集約保管すべき」などの意見がありました。これらのことについて、国のガイドラインに沿って飛散・流出等の防止策を確実に講じたとしても、台風、竜巻等の自然災害に対し、処分場での処分と比較して安全性は万全ではありません。さらに、栃木県では10年後においても3,300tを超える指定廃棄物が存在するため、市町等の保管者に長期にわたる負担が生じることになると考えています。

これらの処理方法について、貴市町ではどのように考えますか。

#### 【主な意見】

##### ○県内に処分場を設置（18）

- ・指定廃棄物の安全な早期処理と将来の自然災害に対する安心・安全の確保のため、遮断型構造の処分場の県内設置はやむを得ない。
- ・県外での処分や一時的な管理の継続は現実的でない。指定廃棄物の保管に困窮している現状を考慮すれば、国が責任をもって県内に処分場を設置して、恒久的に適正な管理を行うべき。

##### ○集約して暫定保管施設を設置（3）

- ・早急に減容化技術を開発し、安全に減容化した後に最終処分すべきであり、それまでは国が暫定保管施設を設置すべき。

##### ○現在の保管を継続（1）

- ・現在の仮置き場をガイドラインに基づき安全な状態に保ち、減容化やセシウム濃度の低減化等の技術開発を進めながら、暫定保管をして時期を待つべき。

##### ○その他（4）

- ・他県で施設を整備して理解を促進すべき。

### 2. 候補地の選定手順等について

#### (1) 候補地の対象について

環境省では、処分場の候補地の対象として、利用可能な国有地の中から候補地を選定することとしています。

これに対して、「県有地など国有地以外も含めるべき」との意見がありますが、貴市町ではどのように考えますか。

#### 【主な意見】

##### ○国有地のみを対象とすべき（6）

- ・国が責任を持ち、適正に維持を行うため、国有地の中から選定すべきである。

##### ○基本的に国有地が望ましい（8）

- ・候補地の選定や用地取得の容易さなどを考慮すれば、国有地が望ましい。

### ○県有地も含める（3）

- ・当該事業を進めるうえで、県がその責任の一端を担うため、県有地を含めるべき。

### ○国有地以外も含め対象とする（6）

- ・国有地以外（県有地等）も含めて候補地を選定すべき。

### ○その他（3）

- ・公平という観点から考える必要あり。

## （2）安心等の評価方法及び評価基準について

環境省では、自然度、水源との近接距離、生活空間との近接距離、指定廃棄物の保管状況（保管量）の4項目で評価を行い、候補地として望ましい土地を選定することとしています。

これに対して、「指定廃棄物の保管状況は、評価項目から外すべき」との意見がありますが、これを含め評価項目や重み付けについて、貴市町ではどのように考えますか。

### 【主な意見】

#### ○保管状況を評価項目とする（8）

- ・指定廃棄物の保管状況を無視して候補地を選定することは理解が得られないため、評価項目とすべき。

#### ○保管状況の評価に一定の配慮が必要（7）

- ・安心等の評価方法について4項目の評価で概ね理解するが、指定廃棄物の保管量については、より慎重な取扱いが必要である。

#### ○保管状況を評価項目としない（5）

- ・指定廃棄物を多く保有する自治体にのみ負担を強いることは地元の理解が得られないため、評価項目から外すべき。

#### ○保管状況について意見なし（6）

※他の評価項目（生活空間との近接状況、水源との近接状況、自然度）については特段の意見なし

#### ○その他

- ・国の責任で理解を得る基準を策定すべき。

## 3 その他

その他、選定手順（提示方法等）、地域特性に配慮して追加すべき評価項目（観光等）、風評被害対策、地域振興策など何でも結構ですので、ご意見等がありましたら、ご自由にお書きください。

### 【主な意見】

#### ○地域特性に配慮すべき事項

- ・汚染状況重点調査区域は候補地の対象から除外すべき。（3）
- ・観光地・観光資源を評価項目とすべき。（3）
- ・ダムの集水区域は候補地の対象から除外すべき。
- ・農林漁業を基幹産業とする地域は避けるべき。

#### ○具体的な風評被害対策の提示（19）

- ・施設の安全性と風評被害防止に向けた取り組みと、万が一風評被害が起きた場合の対策を丁寧に説明する必要がある。
- ・風評被害対策を国が責任を持って実施していくべき。
- ・風評被害対策については、選定した市町と内容をよく協議し、手厚い策を講じていただきたい。

#### ○具体的な地域振興策の提示（15）

- ・具体的な地域振興策を提示する必要がある。
- ・候補地となった市町に対する地域振興策等の実施については、市町の意見要望を真摯に受け止め対処していただきたい。

#### ○国が責任をもって進めるべき（3）

- ・国は、地域住民の理解を得るまで、責任をもって最後まで前面に立って対応すべき。
- ・候補地の選定について、国としてもっとリーダーシップを発揮すべき。

#### ○8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理促進（3）

- ・8000Bq/kg以下の廃棄物も処理に苦慮しているので、国の政策として対処してほしい。

#### ○その他

- ・より安全性を高めた一時保管方法への見直しが早急に必要である。
- ・農業系副産物の搬入が増加するなど最終処分場の容量不足が懸念される。
- ・中間処理施設が地域振興にも貢献できるような複合的価値を持つ施設となるような検討もすべき。
- ・指定廃棄物の保管場所から処分場までの運搬経路の安全性について、科学的根拠に基づいた説明が必要である。
- ・処分場の安全性について、繰り返しPRを続けていくべき。
- ・現在の指定廃棄物の放射能濃度を測定して住民に公表すべき。
- ・候補地となった場合、住民への対応など業務が増加するので、必要経費を支援してほしい。
- ・選定までのプロセスを透明化し、混乱等を招かないよう国の責任において提示方法を検討する必要がある。

